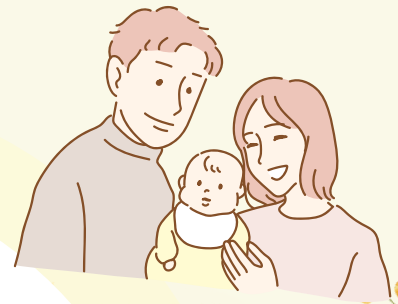


隠岐の島町
新規補助金のご案内

味噌汁の
冷めない距離で
暮らそう



旧村地域

布施地区

五箇地区

都万地区

中村地区

Uターン

同居・近居
移住支援金

最大

150
万円



令和7年

4月1日より

申請受付開始

支援金

同居世帯 基本額100万円

近居世帯 基本額 50万円

子育て世帯は上記基本額に50万円を加算

対象者

次の①または②のいずれかの方

- ① 令和7年4月1日以降に隠岐の島町に転入したUターン者（町外に1年以上居住していること）
- ② 令和7年4月1日以降に隠岐の島町内の企業に就職した新規学卒者（町外の学校を卒業している事）

申請書類等

1. 隠岐の島町旧村地域Uターン同居・近居移住支援金交付申請書
2. 申請書の添付書類は、申請書提出先までお問合せください。
3. 申請者及び親世代の方には、1時間程度の制度説明および聞き取り調査を実施します。

提出先

隠岐の島町役場 地域振興課 定住推進係
隠岐の島町下西78番地2（本庁舎2F）
TEL：08512-2-8570
chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

申請条件

次の全てに該当する方

1. 転入日または就職日において旧村地域（各支所・出張所管内：布施・五箇・都万・中村地区）を生活の本拠とし、継続して定住の意思のある方
2. 転入日または就職日において申請者の親世代が旧村地域を生活の本拠とし、継続して定住の意思のある方
3. 転入日または就職日において親世代と同居または近居し、継続して親世代と同居または近居する意思のある方
4. フォローアップ期間（支援金の交付決定日の属する会計年度終了後5年を経過するまでの期間）中に、本町の定住支援施策にかかわる調査や広報活動に協力できる方
5. 申請者が居住する地域内の自治会等に参加し、継続して自治会等の活動に参画できる方
6. 連帯保証人を立てることができる方

申請書及び聞き取り調査に基づき審査し、交付の可否を決定します。また予算の範囲で交付します。